

別紙3-4

地域計画早期実現支援枠・世代交代円滑化タイプの事業要件確認シート

要件・ポイントシートには空欄がないように記載してください。確認書類を記載し、市町村で写しを保管して下さい

交付対象希望者名:

市町村名:〇〇(担当者名:〇〇)

確認項目	確認方法	チェック
① 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下であること。	履歴書の生年月日、身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)と、独立・就農時点(予定含む)により確認。	独立・自営就農時の年齢 — 歳
		確認書類 生年月日の確認書類 → 独立・就農時点の確認書類 →
② 事業実施年度の3年前に経営を開始し、独立・自営就農をする者であること。	令和5年度4月以降に農業経営を開始していること、若しくは共同申請を行い、事業実施年度の翌年度(令和9年度)までに開始予定であることを聞き取り等により確認。	農業経営開始(予定)日 — 年 月 日 共同申請の状況 有・無
	【親子で認定農業者の共同申請を行っている場合】 子(交付対象者)が共同経営者として経営を開始した時点が令和5年度(R5.4月)以降である。	子の経営開始日 — 年 月 日
	【法人として申請を行う場合】 当該法人の農業経営の開始日が令和5年度以降である。 (当該農業経営の主宰権を有する役員に、就任した時の年齢が原則50歳未満、かつ令和5年4月以降に農業経営を開始した者を1人以上含む法人に限る。)であること。	法人の経営開始日 — 年 月 日
ア. 農地の所有権又は利用権を有していること。	農地の所有権又は利用権を有していることが確認できる書類の写しにより確認。 ・農地台帳 ・農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書 ・公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画若しくは農用地利用集積等促進計画 ・都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画 ・特定作業受委託契約書 (農地を用いない農業(畜産等)の場合は確認不要。)	確認書類
イ. 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りていること。	農業機械・施設の売買・賃借の契約書や購入の際の領収書、固定資産課税台帳等の写しにより確認。	確認書類
ウ. 生産物や生産資材等を申請者名義で出荷・取引していること。	農産物出荷伝票や生産資材を購入したときの納品書、請求書、領収書により確認。	確認書類
エ. 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を申請者名義の通帳及び帳簿で管理していること。	本人の営農口座の通帳の写し及び売上げ等を管理する帳簿により確認。	確認書類
オ. 農業経営に関する主宰権を有していること。	既に経営を開始している場合は、申請者が意思決定しているかどうか、経営を主宰するために必要となる代表権を有していることや経営管理の主体となっていることを、開業届、登記事項証明書、確定申告書や聞き取り等により確認。	確認方法
③ 青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けること。	青年等就農計画認定書又は農業経営改善計画認定書の写しにより確認。今後認定予定の場合は、事業実施年度中までの認定予定時期を聞き取り等により確認。	1. 認定済 2. 認定予定 — 年 月 日
	【親子で認定農業者の共同申請を行っている場合】 目標年度までに子(交付対象者)が単独で農業経営改善計画の認定を受ける、又は、法人化して子(交付対象者)を当該農業経営の主宰権を有する役員に位置付けた計画に更新する(更新後の改善計画又は新たに認定を受けた改善計画の写しにより確認)	認定予定 — 年 月 日
④ 目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。	【目標地図に位置付けられている場合】 対象地域の目標地図	目標地図に 1. 位置付けられている 2. 位置付けられる見込み (見込みの時期: 年 月 日)
	【確実と見込まれる場合】 目標地図作成検討会の議事録、その他目標地図検討過程が判るもの(例:地域での話し合いメモ等)	

⑤	<p>当該地域計画が「ア 将来像が明確化された地域計画」又は「イ 将来の目標とする集積率が現状の集積率を上回っている地域計画」を満たすこと。</p> <p>(参考) 将来像が明確化された地域計画であると判断する場合は、下記内容を留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農用地の将来に関する目標」の地域計画に複数の目標地図が含まれている場合にあつては、地域計画を単位として判断する。 ・交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場合にあつては、受益地の過半が将来像が明確化された地域計画に含まれる。 	<p>【ア 将来像が明確化された地域計画の場合】 「農用地の将来に関する目標」と「受け手不在農地の面積の割合」がどちらも基準を満たしていること。</p> <p><農用地の将来に関する目標> ①②のどちらも満たすものであること。 ① 地域計画における「将来の目標とする集積率」が「現状の集積率」を下回っていないこと。 ② 将来の目標とする集積率が8割以上であること。 ※②においては、市町村を単位とした中間農業地域又は山間農業地域である場合、将来の目標とする集積率が6割以上であればよい。</p> <p><受け手不在農地の面積の割合> 地域計画における区域内の農用地等面積(④)から地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の10年後における経営面積及び作業受託面積の合計(⑤)を除いた面積の割合(⑥)が、次の2つのうち、いずれかを満たせばよい。 ・農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること。 ・農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること。</p>	<p>1.アを満たしている。 2.イを満たしている。</p> <p>①将来の目標とする集積率 ②現状の集積率 ③農業地域類型 ④区域内の農用地等面積 ⑤地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の10年後における経営面積及び作業受託面積の合計 ⑥ = ((④ - ⑤) / ④) * 100 #DIV/0!</p>
⑥	<p>成果目標を目標年度までに達成可能な計画であると取組主体に認められること。</p>	<p>作成する就農・経営継承計画が、青年等就農計画等をもとに、目標年度(R11年度)までに経営規模の増加目標の達成が現実的に達成可能で、(未認定の場合は)農業経営改善計画の認定を受けられる計画となっているかを聞き取り等で確認。</p>	
⑦	<p>青色申告を行うこと。</p>	<p>既に経営を開始している場合は、事業実施年度中に青色申告の申請を行うことを申告書または青色申告承認申請書等により確認。</p>	<p>確認書類</p> <p>青色申告申請(予定)日 年 月 日</p>
⑧	<p>【経営発展に向けた取組を行う場合】 自己負担分について、金融機関から融資を受けていること。</p>	<p>融資の詳細(金融機関・融資名、融資額等)について、計画と金融機関との相談状況を聞き取り等により確認。 ※融資の申込みは交付決定後(交付決定前着手申請承認後)</p>	<p>金融機関: 融資名:</p>
⑨	<p>【豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ぼろぼろ鳥又は七面鳥を飼養する場合】 都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。</p>	<p>—</p>	
⑩	<p>就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。</p>	<p>交付対象者が地域で農業や生活を行っていく上で必要な地域活動(水路管理等)や地域生活になじむための様々なコミュニティへの参加や協力する意思・状況を、聞き取り等により確認。</p>	
⑪	<p>経営開始資金、経営発展支援事業、世代交代・初期投資促進事業及び経営継承・発展等支援事業の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p>	<p>離職票原本や、青年等就農計画等及び交付申請書のチェック欄及び対象者データベース登録(修正)時に同一人・突合確認を行い、必要に応じて全国農業会議所へ問い合わせる。</p>	
⑫	<p>環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること</p>	<p>交付対象者事業計画の別添8「みどりチェック」チェックシートにより確認。</p>	

※ 計画作成時点で経営を開始しておらず、今年度中に開始予定の場合は、事業実施年度中に要件を満たすことが確実であることを確認してください。
 ※ 共同申請を行い、翌年度に経営を開始する場合は、事業実施翌年度中までに要件を満たすことが確実であることを確認してください。

要件・ポイントシートには空間がないように記載してください。確認書類を記載し、市町村で写しを保管して下さい

地域計画早期実現支援枠・世代交代円滑化タイプのポイント確認シート

ポイントに記載(E列)

	確認項目	点数	確認方法	ポイント	チェック
1 研修 (※)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする科目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている。	1	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、取り組む科目が研修内容に含まれていることを確認。	3	確認書類:
	② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする科目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている。	2	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、総研修時間の半分以上、取り組む作物についての研修を受けていることを確認。		
	③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている。	3	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、農業経営に関する研修を受けていることを確認。		
2 サポート 体制	① 地域サポート計画が策定されている。	1	「農業をはじめの.jp」の閲覧等により、経営開始資金等に基づく地域サポート計画が策定されていることを確認。	3	
	② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている。 ※熊本県では内報後に申請者を重点指導対象者として位置付け、リスト化している。	2	地域の普及指導計画や指導要領において、新規就農者を重点指導対象としていることを確認。		
	③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている。	3	地域サポート計画の第2の2地域サポート体制について、「その他」以外の支援内容の担当機関・部署名が全て記入されていることを確認。		
3 経営管理 の合理化 (※)	① 圃場等に農作業の記録(施肥量、農業散布量、作業時間等)を毎日つける。	1	経営を開始している場合は、書類等に記録をつけていることを確認。経営開始前である場合は、記録方法等を聞き取り、実施が確実であることを確認。 (農作業の記録方法の例) ・ノートに記録している(営農日誌等) ・エクセルやワード等を用いて自らの様式で管理している ・生育状況等を写真に撮って保存している ・スマホアプリ等(アグリノート等)を活用している ・その他の方法(営農管理システム等)で管理している	3	確認書類:
	② ①に加え、GAP認証等を取得する。	3	既に取得している場合は認証書類等で確認。取得する予定である場合は認証取得に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。 (GAP認証) GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP等 (ガイドライン準拠のGAP)農林水産省の国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPを実施し、都道府県による審査に合格したもの(参考) https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/index.html		
4 経営の 発展 (※)	目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より(B)、50ポイント以上高い。	5	R8年度の経営規模とR11年度の経営規模の増加割合の数値で確認。 ※成果目標(要綱 第5の4(2)) (ア) 将来像が明確化された地域計画に位置付けられる場合 目標年度(R11年度)の経営規模>事業実施年度(R8年度)の経営規模 (イ) 目標集積率や現状の集積率を上回っている地域計画に位置付けられる場合 R11年度の経営規模がR8年度の経営規模の120%以上になること	3	目標年度(R11年度)の経営規模 事業実施年度(R8年度)の経営規模
	(B)が、40ポイント以上高い。	4	ただし、以下の(ア)又は(イ)に該当する場合にあっては、R11年度の経営規模が、R8年度の経営規模の110%以上となること。 (ア) 主たる品目について、R8年度の経営規模が、地域内の農業を担う者(部会等)の平均を上回っている。 (イ) R8年度の経営規模が、市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を上回っている。		
	(B)が、30ポイント以上高い。	3	※成果目標で定める基準 (ア) 将来像が明確化された地域計画に位置付けられる場合:100%(黄色セル) (イ) 目標集積率や現状の集積率を上回っている地域計画に位置付けられる場合:120%(ポイント算定の例)		
	(B)が、20ポイント以上高い。	2	成果目標が、目標年度の経営規模が事業実施年度の経営規模の120%以上である場合、目標年度の経営規模が事業実施年度の150%となれば、+30ポイント(150%-120%)となり、付与されるポイントは3ポイントとなります。(黄色セルの9%-120)		
	(B)が、10ポイント以上高い。	1			
5 法人化 (※)	① 農業経営を法人化している又はR8年度内に法人化する。	5	既に法人化している場合は定款等により確認する。法人化する予定である場合はスケジュールや経営計画の聞き取り等により実施が確実であることを確認。	3	確認書類:
	② 目標年度までに農業経営を法人化する。	3			
6 (※)	家族経営協定を書面で締結している(法人の場合は就業規則等、単身の場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている)。	1	既に締結している場合は書類により確認。締結する予定である場合は、締結に向けたスケジュールの聞き取り等により取組主体への事業計画提出までに実施が確実であることを確認。		
7 (※)	農業版事業継続計画(BCP)を策定している。	1	既に策定している場合は書類等により確認。策定する予定である場合は、策定に向けたスケジュールの聞き取り等により取組主体への事業計画提出までに実施が確実であることを確認。		
8 (※)	データを活用した農業を実践する。	2	既に実践している場合はデータや活用状況、実践する予定である場合は取組の内容や整備する機器等の内容やスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。 (データを活用した農業の例) ① 気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを農業経営に活用 ② 経営外部データに加え、財務、生産履歴、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、PCなどの機器に記録して農業経営に活用 ③ センサー、ドローン、カメラなどを用いて、ほ場環境情報や作物の生育状況といったデータを取得し、分析して農業経営に活用	3	確認書類:
	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける。	2	環境に配慮された食料システム等の確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく実施計画を既に認定している場合は書類等により確認。認定する予定である場合は、認定に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。		
				合計ポイント→	3

各ポイント項目(5の②を除く)の取組について、原則、年度内に実施すること
(※)確認方法については、ヒアリングに加えて、下記の方法に拠ることも可能
・認定新規就農者又は認定農業者の場合 青年等就農計画、農業経営改善計画

市町村担当者名:〇〇市町村・〇〇